

令和6年度広域連携結婚支援事業（4市町合同婚活出合いイベント） 公募型プロポーザル募集要領

1 趣旨

本業務は、人口減少対策として、登米市、栗原市、一関市、平泉町それぞれの自治体で婚活事業に取り組んできたところであるが、同じ課題を共有する4市町の県際連携事業として、広域での男女の出合いの場を創ることを目的とし、この募集要領は、市が受託者に委託する業務を円滑かつ効果的に運営するために必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の内容等

（1）委託業務等

対象となる委託業務は、下記のとおりとし、委託費については当該業務を遂行するにあたり必要なセミナー講師等の人件費やイベント開催に係る消耗品費等の経費とする。

- ① 事前セミナーの開催
- ② 独身男女の交流イベントの開催

（2）業務委託上限額 1,200,000 円（税込み）以内

※ 詳細については、別に定める「令和6年度広域連携結婚支援事業（4市町合同婚活出合いイベント）仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

（3）委託契約期間

契約締結日の翌日から令和7年3月14日まで

（4）応募資格

公募型プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効率的に実施できるNPO法人を含む民間企業等（以下「企業等」とする。）とし、以下の条件を満たす者であることとする。なお、企画提案書提出後においても、条件を満たさなくなった場合は、当該応募者の参加資格を取り消すこととする。

- ① 宮城県内に本社又は事業所を有する企業等であること。
- ② 令和6年3月31日までの過去5年間に於いて、他自治体で同種業務の受託実績がある者。
- ③ 契約を締結する能力を有しない者（契約締結のために必要な同意を得ている被補助人、被保佐人又は未成年者を除く。）及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- ④ 国税及び地方税を滞納していない者

- ⑤ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 92 条の 2、第 142 条又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に該当しない者
- ⑥ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定の取り消しを受けたことがない者
- ⑦ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により、登米市における一般競争入札等の参加を制限されていない者
- ⑧ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
- ⑨ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に定める営業及び夜間のみの営業を行っている者でないこと。
- ⑩ 前各号に掲げるもののほか、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が実質的に経営を支配している等、市長が特に不適格と認める者でないこと。

3 公募型プロポーザルの手続き

- （1）応募者説明会等は、仕様書及び別紙「令和 6 年度広域連携結婚支援事業（4 市町合同婚活事業出会いイベント）公募型プロポーザルに関する参加申込書及び企画提案書作成要領（以下「作成要領」という。）」により替える。なお、質問書については、下記により受付、回答する。

① 受付期間

令和 6 年 5 月 30 日（木）から令和 6 年 6 月 13 日（木）午後 5 時（必着）

② 提出方法

質問書＜様式 1＞により、下記宛てに、持参、電子メール、FAX のいずれかにより提出すること。電子メール又は FAX による提出の場合、件名は「令和 6 年度広域連携結婚支援事業（4 市町合同婚活出会いイベント）に関する質問」とし、合わせて電話により送付した旨を知らせること。なお、電話による質問の受け付けは行わない。

③ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他の正当な利益を害する恐れのあるものを除き、到着次第、随時、電子メール又は FAX にて回答することとする。この際、質問内容と回答については、随時ホームページ上で公表する。

④ 送付先・提出場所

〒987-0511 登米市迫町佐沼字中江二丁目 6 番地 1（登米市役所 2 階）

登米市まちづくり推進部市民協働課

地域交通・交流係

Tel 0220-22-2173 Fax 0220-22-9164

電子メールアドレス shiminkyodo@city.tome.miyagi.jp

(2) 本プロポーザルへの参加を希望する者は、以下の期限までに参加申込書類を作成し提出すること。

① 提出期限

令和6年6月18日(火)午後5時(必着)

② 提出書類

No.	提出書類	様式
1	公募型プロポーザル参加申込書	様式2
2	令和6年度広域連携結婚支援事業(4市町合同婚活出会いイベント) 公募型プロポーザル応募資格に係る申立書	様式3
3	会社の概要	様式4
4	業務実績書	様式5
5	《添付資料》 ア 履歴事項全部証明書(登記簿謄本)(法人格を持たない団体の場合は代表者の住民票の写し) イ 法人の定款の写し(法人格を持たない団体の場合は規約等の写し) ウ 国税及び地方税に係る未納若しくは滞納がないことの証明又は納税証明書(法人及び代表者、法人格を持たない団体の場合は代表者) エ 決算書等の経営内容が分かる書類 オ 業務実績を証明する書類(契約書の写し等)	

③ 参加申込書の作成

参加申込書は作成要領に従い作成すること。

④ 提出部数

1部

⑤ 提出方法

上記3の(1)の④「送付先・提出場所」へ持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、必ず簡易書留等の配達記録が残るもので送付すること。

※受付時間は、土日祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの時間を除く。)

⑥ 参加資格審査結果通知

参加資格審査の完了後、参加申込書を提出した全ての者に対して、参加資格審査決定通知書<様式6>により、令和6年6月20日(木)までに郵送により通知する。(電子メールにて写しを送付)

(3) (2) で参加資格者となった者は、以下の期限までに企画提案書類を作成し提出すること。

① 提出期間

令和6年6月28日（金）午後5時（必着）

② 提出書類

No.	提出書類	様式
1	企画提案書	様式7
2	業務の実施方針等	様式8
3	業務実施計画書	様式9－1～3
4	経費見積書	様式10

③ 企画提案書の作成

企画提案書は作成要領に従い作成すること。

④ 提出部数

7部（正本1部、副本6部）

⑤ 提出方法

上記3の(1)の④「送付先・提出場所」へ持参、郵送又は宅配便により提出するとともに、PDF ファイルデータを電子メールにより提出すること。なお、郵送又は宅配便の場合であっても、令和6年6月28日（金）午後5時必着とするため、郵送又は宅配便を利用する場合には配達記録が残る方法とすること。

(4) 令和6年度広域連携結婚支援事業（4市町合同婚活出会いイベント）公募型プロポーザル募集要領、仕様書、作成要領、各種様式は、上記3の(1)の④「送付先・提出場所」において配布する。

また、関係書類は登米市ホームページからもダウンロードできる。

登米市ホームページ（<http://www.city.tome.miyagi.jp/>）

4 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となることがある。

- ① 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- ② 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 本募集要領に違反すると認められる場合
- ⑤ その他、担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

（２）著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとする。

（３）複数提案の禁止

公募型プロポーザル参加者は、ひとつの業務について複数の企画提案書の提出を行うことができない。

（４）提出書類の変更

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。ただし、誤字、脱字等の軽微なものは除く。

（５）辞退

提出書類を提出した後に辞退する際は、参加辞退届＜様式 11＞を提出すること。

（６）費用負担

公募型プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とする。

（７）その他

- ① 参加者は、企画提案書等の提出をもって、本募集要領等の記載内容に同意したものとする。
- ② 提出された企画提案書等は、返却しない。
- ③ 提出された企画提案書等は、登米市情報公開条例（平成 17 年 4 月 1 日、条例第 17 号）に基づく情報公開請求の対象となる。

5 契約候補者の選定方法等

（１）契約候補者の選定

- ① 契約候補者の選定については、登米市広域連携結婚支援事業公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行った上で契約候補者を選定する。なお、審査委員会の時間、会場等については、参加者あて別途通知する。
- ② 審査方法、評価項目及び配点は、別に定める「令和 6 年度広域連携結婚支援事業（４市町合同婚活事業出合いイベント）公募型プロポーザル審査評価基準」によるものとし、総得点が総配点（各審査委員の配点の合計）の 60%以上の者の中から最も点数の高い提案をした者を契約候補者とする。

- ③ 参加者が1者の場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は契約候補者とする。

(2) プレゼンテーション

- ① プレゼンテーションは、企画提案書を基に行うこととし、追加資料の配布は認めない。
- ② プレゼンテーションの時間は、プレゼンテーション15分、ヒアリング10分の合計25分以内とする。
- ③ プレゼンテーションの出席者は3名以内とする。
- ④ 他の参加者のプレゼンテーション及びヒアリングを傍聴することはできない。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、(1)による契約候補者の選定後、速やかに参加者に文書で通知する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

6 契約の締結

契約候補者は、企画提案内容に基づく作業内容等を示した委託業務仕様書を市と協議の上作成し、市は当該仕様書に基づく見積合せを行い、委託契約を締結する。

なお、契約時における仕様書は、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。

また、協議が調わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点の候補者と協議することとなる。

7 委託業務の実施状況の把握

市は、委託業務が適正に執行されているかを確認するため、立ち入り検査を行う等、業務の実施状況を随時把握する。

8 主なスケジュール

令和6年5月30日(木)	市のHPによるプロポーザル公募の公表開始
令和6年6月13日(木)	質問書の提出期限
令和6年6月17日(月)	質問書の回答(随時)
令和6年6月18日(火)	参加申込書の提出期限
令和6年6月20日(木)	参加資格審査決定通知
令和6年6月28日(金)	企画提案書等の提出期限
令和6年7月4日(木)	審査委員会(プレゼンテーション・ヒアリング含む)

令和6年7月上旬（予定）	審査結果の通知（契約候補者あて）
令和6年7月上旬～中旬（予定）	業務仕様書に係る打合せ
令和6年7月上旬～中旬（予定）	見積合せ
令和6年7月上旬～中旬（予定）	契約の締結

9 問い合わせ先

上記3の（1）の④「送付先・提出場所」とする。